

●香川県告示第251号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和6年12月24日

香川県知事 池 田 豊 人

1 指定に係る保安林の所在場所

三豊市詫間町香田字上和田内38番17、38番18、38番23、38番24

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

（1）立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（2）立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を香川県環境森林部みどり保全課及び三豊市農政部農林水産課に備え置いて縦覧に供する。）